

令和3年度 第13回 正副会長会

日時：令和3年10月21日（木）
午後2時30分～3時45分
会場：板橋法人会館3階会議室

出席	平野、浦田、 森田、長谷川、 吉川、坂口
----	----------------------------

次 第

※資源保護のため、両面印刷している資料があります。

○司会進行：浦田総務担当副会長

I. 会長挨拶

II. 議 題

1. 前回正副会長会審議結果概要【資料1】
2. 審議事項
 - (1) 令和4年度事業の基本方針等の策定について【資料2】
 - (2) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策の検討【資料3】
 - (3) 令和4年度予算編成方針の検討【資料4】
3. 所管事項報告
 - (1) 事業研修・税制委員会（10/13）審議結果概要【資料5】
4. 報告事項
 - (1) 執行状況調書（9月末）について【資料6】
 - (2) 会員の状況（東法連報告数値）について【資料7】
5. その他
 - (1) 就業規則の変更について【資料8】
 - (2) いたばし産業見本市と板橋法人会との関係【資料9】
 - (3) 音楽の絵本における新型コロナ感染予防対策について【資料10】
 - (4) 会費請求コンビニ決済の導入の検討【資料11】

III. 次回日程（※次回以降の会議の開催日時の場合）

会議名	日 時	会 場
正副会長会	11月 4日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	11月18日（木）15:00～15:45	法人会館3階会議室
常任理事会	11月18日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室
正副会長会	12月 2日（木）16:00～17:00	法人会館3階会議室

令和3年度 第12回 正副会長会 審議結果概要

【令和3年10月7日（木）・平野、浦田、森田、吉川、坂口】

1. 審議事項等

(1) 令和4年度事業の基本方針及び主要事業計画の検討【資料2】

(2) 令和4年度予算編成方針の検討【資料3】

※基本方針等の位置づけの確認と策定方法について協議した。

※事務局でたたき台を作成し、来週中に提示できるよう準備を進める。

※次回の正副会長会で、内容を検討することとした。

2. 所管事項報告

(1) 組織・広報委員会（9/28）審議結果概要

※報奨金支給規程の議論において、会員数の維持について、加入率でなく会員数をベースとした会員維持賞について検討することとした。

※ホームページのリニューアルについて、再度検討することとした。

3. 報告事項

※なし

4. その他

(1) 東京都におけるリバウンド防止措置（10/1～10/24）

- ・収容定員の変更 収容定員まで可（大声なし、5,000人以下の場合）
- ・営業時間の短縮 要請⇒協力依頼
- ・直行直帰の周知 要請⇒協力依頼

(2) 納税表彰伝達式（板橋税務署主催）

- ・11月15日（月）15：30～16：00 法人会館3階会議室（予定）

(3) 理事会終了後の「意見交換会」の開催の可否について

- ・昨年度は中止、一昨年は10月23日（水）法人会館3階会議室

(4) 理事会終了後の「情報交換会」の開催の可否について

- ・昨年度は中止、一昨年は12月18日（水）トミコシ会館

(5) 追加議題

①職員の賞与に関する規程について

※支給月数が固定でなく人事委員会勧告等で動くようにするため、就労規則や法的な関係について、調査するよう指示があった。

【調査結果】別紙のとおり

②非常勤職員の任用更新限度について

※イメージとして持って置く。

【調査結果】雇用対策法が改正され、募集・採用における年齢制限が禁止されています。（平成19年10月1日施行）

③産業見本市における法人会の特別協賛について

※パネルディスカッションに法人会が特別協賛しているが、この経緯を調べるよう依頼があった。

【調査結果】別紙のとおり

④音楽の絵本のコロナ感染予防対策について

※文化会館での実際の取組を参考にするなど、具体的なコロナ対策を早急にまとめるよう指示があった。

公益社団法人板橋法人会 令和4年度事業の基本方針等の策定について

この度策定する、事業の基本方針及び主要施策等は、公益社団法人板橋法人会の当該年度における活動を、会員はもとより広く社会に示すものであり、正に法人会運営の要と言えるものです。

その策定は、法人会運営における最も基本となる事柄を決める大切な作業であり、事務局案を用意しましたので、下記の事項を参考に慎重な議論をお願いします。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針及び主要施策等は、理事会の承認を得たうえで、総会で報告し、そのことをもって、全ての会員にお約束する重要なものです。

具体的には、総会の議案書に掲載すると同時に、法人会のホームページにも掲載し、広く公開しています。

また、公益社団法人として、認定法の規定に基づき、行政庁である東京都に対して報告しています。さらに、同法で、公の団体として、一般に公表することが義務付けられており、ホームページに掲載することで対応しています。

(2) 法人会の活動は、単位法人会、東法連、全法連との重層構造により、活動の統一性と充実を図っており、基本方針等の策定にあたっては、これを踏まえる必要があります。

平成4年9月、全国の法人会が「社団法人」として法人格を取得する際に、法人会のさらなる発展を目指し、全法連において基本的指針を取りまとめています。その後、新公益法人制度のもと、全ての法人会が新しい公益法人等に移行したことに伴い、全法連において、平成27年3月に新たな「理念」を制定し、税のオピニオンリーダーとして、公益性の高い事業活動を一層推進するとしています。

【法人会の理念】

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

(3) 基本方針では、これらを踏まえ、法人会の「理念」を実現するため、板橋法人会としての基本的な姿勢や考え方を示すこととなります。

具体的には、どういう考え方や方向性で、法人会の「理念」を実現するかをこの基本方針で明確にします。

2. 主要施策について

(1) 主要施策では、基本方針で示した考え方や方向性にそって、理念を実現するための事業について、施策として体系的に整理し、その目的や手段などを具体的に記載します。

初めて見る人が、板橋法人会が、誰を対象に、何のために、どの様なことをするのか。そして、何をしようとしているのか、が分かるように記載します。

(2) 施策の体系については、分かり易さを重視して、法人会の定款や公益認定された事業項目で区分することとしています。

【施策の体系】

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策
- 2 地域企業の健全な発展に資する施策
- 3 地域社会への貢献を目的とする施策
- 4 会員の交流に資するための施策
- 5 会員の福利厚生等に資する施策
- 6 その他目的を達成するために必要な施策

3. 主要事業実施計画について

(1) 主要事業実施計画は、正副会長会において策定した、基本方針及び主要施策、並びに予算編成方針に基づき、各委員会において、具体的な事業を検討します。

(2) 各委員会で検討し実施するとした事業について、施策の体系順に整理して記載し、初めて見る人でも、何の事業を行うのか、が分かるように記載します。

【事業の体系】

- 1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業
 - (1) 税知識の普及を目的とする事業
 - (2) 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- 2 地域企業の健全な発展に資する事業
- 3 地域社会への貢献を目的とする事業
- 4 会員の交流に資するための事業
- 5 会員の福利厚生等に資する事業
- 6 その他目的を達成するために必要な事業

4. 予算編成方針について

予算編成方針は、各委員会が、正副会長会から提示された基本方針及び主要施策に沿って事業を検討する際に、より具体的に検討するための指針となるもので、基本方針及び主要施策と並行して、予算編成方針を策定する必要があります。

公益社団法人板橋法人会 令和4年度事業の基本方針及び主要施策の検討【事務局案】

令和3年度 事業計画	令和4年度 事業計画【案】
<p>I 基本方針 公益社団法人板橋法人会として9年目に入り、今年度も、法人会の基本指針である「企業経営および社会の健全な発展」「納税意識の向上」に基づき、会員企業の発展と法人会組織の充実強化を図り、公益法人としての使命を達成するため、関係機関との連携を密にし、《よき経営者をめざすものの団体》として、各種事業の推進に取り組んでまいります。</p> <p>令和3年度は、東京都や板橋区が行っている新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた主催事業等の実施判断基準を参考に、法人会として行事開催等に関して定めた「コロナ禍における各種事業の実施判断及び行事開催等に関するガイドライン」に基づき、安心安全を第一とするなどの基本方針に沿って、主要事業の実施につとめます。</p> <p>II 主要事業計画</p> <p>1 会員増強活動 会員一人一人が会員増強活動に携わることで、各支部の事業と連携した入会勧奨や新設法人説明会等における女性部会役員の勧奨活動を行う。</p> <p>2 組織基盤の整備 法人会組織の特性を生かして、さらなる異業種交流の場の提供に努める。委員会活動の活性化を図る。青年部会・女性部会等への積極的支援の実施。非会員へ訴求効果があり、入会メリットの位置づけ高い事業の実施。</p> <p>3 研修活動 簿記講習会等各種講習会、研修会の開催。中小企業経営者を対象とした経営戦略セミナー等、経営力UPにつながる実務セミナーや、従業員向けのスキルアップ講習会の開催。会員相互の親睦と交流を図る支部研修会の開催。税務署指導官による税制改正についてのブロック別税務座談会、税理士による実践的かつ身近な問題をテーマとした税の知っ得塾の開催。税務、労務、経営支援等の相談窓口の開設等を通じて、積極的な経営者支援を行う。</p> <p>4 広報活動・コミュニケーション対策 広報紙「法人いたばし」を発行し、ホームページやSNSを含め、会員相互のコミュニケーションや、非会員への法人会活動の紹介の媒体として活用する。税のオピニオンリーダーとしての責務を果たすため、国税当局および税務関係団体と連携し、e-Taxをはじめとする電子申告制度の普及促進を図る。</p>	<p>I 基本方針 板橋法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援するとともに、地域の振興に寄与することで、国と社会の繁栄に貢献してまいります。</p> <p>そのために、板橋法人会は、コロナ禍にあっても必要な感染予防対策を講じたうえで、法人会の原点である「税」に関する活動を中心としつつ、行政と連携した公益性の高い事業、地域の特性を生かした多様な社会貢献事業、会員企業の発展や交流などを図る共益事業、会員に対する福利厚生事業などに取り組んでまいります。そして、事業の実施にあたっては、これまでの活動実績を踏まえつつ、必要な見直しを行い、より効率的・効果的な事業実施に努めてまいります。</p> <p>また、公益社団法人化10年目の節目を迎え、板橋法人会の更なる発展を目指して、会員の増強など組織基盤の整備に力を注ぐとともに、情報開示による透明性の高い運営にも取り組んでまいります。</p> <p>II 主要施策</p> <p>1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する施策 公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業や住民を対象として、税知識の普及と納税意識の向上に資するための事業を展開する。</p> <p>税に関する説明会や講習会などの開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるなど、新しい開催方式を取り入れることにより、その着実な実施を図る。</p> <p>また、将来を担う児童・生徒に対する租税教育活動の充実に努めるほか、税を考える週間にあわせて「税をテーマとした川柳コンクール」を関係団体と連携して実施する。その他、e-Tax及びeLTAXの一層の利用率向上、自主点検チェックシートの普及拡大に努め、支部やブロックにおいても、身近な問題をテーマとした研修会などを開催する。</p> <p>さらに、税制に関する会員の意見を関係団体に提出するとともに、全国の法人会と連携して関係機関に対する要望活動を展開する。</p> <p>広報紙「法人いたばし」や法人会のホームページでは、その充実・改善を図り、会員に有益な情報を届けるだけでなく、広く一般に対しても税の啓発活動をはじめとする公益性の高い情報を発信する。</p> <p>また、板橋区が開催するイベントにおいて、税に関する啓発を行うとともに、法人会のPRを展開し、法人会の知名度の向上を図る。</p> <p>2 地域企業の健全な発展に資する施策 公益社団法人として、会員だけでなく広く一般の企業をも対象に、多様なニーズに応える研修や講習会、時節に合った実務的なセミナーを企画して開催する。</p> <p>その開催にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに Web 配信を導入するなど、より効果的で安全な開催に努める。</p>

5 社会貢献活動

チャリティーコンサート事業、子育て支援事業等の実施。産業見本市でのビジネスセミナーの開催など行政とのイベント協働事業の実施。区内17支部と部会による、地域の特性を生かした、多様な社会貢献事業に取り組む。

6 福利厚生事業の推進

サンシャインシティ、東京ディズニーリゾート等の斡旋事業をはじめとする会員に対する福利厚生事業の実施。医療機関による一日人間ドックの開催。経営者大型総合保障制度推進事業等保険共済事業の普及推進。労働保険事務代行業務の実施。

7 会議等の開催

通常総会、正・副会長会、常任理事会、理事会、各委員会、関係団体との打合せ会議等の開催

8 講演会等の開催

厚生講演会等各種講演会の開催。

9 税制改正要望のとりまとめ

現状の税制に対する改正要望、意見の集約、及び今後の税制のあり方等について調査、研究を行いその実現に向けて「税制改正要望事項」を取りまとめ上申する

また、インターネットを使ったセミナー配信サービスや企業の相談の機会を提供するなど、企業を取り巻く経営環境を踏まえ、企業のニーズに適したサービスを推進する。

さらには、板橋区と連携して、企業の発展に資する取り組みを行うなど、企業に有益なサービスを推進し、会員の法人会に対する満足度を高める。

3 地域社会への貢献を目的とする施策

公益社団法人として、地域の発展や地域住民に貢献することが求められており、中小企業単独では難しい企業の社会的責任（CSR）を果たすため、団体としての組織力を活用し、関係機関と連携して、積極的かつ継続的な社会貢献活動を推進する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、法人会の持てる力を発揮し、より効果的で安全な開催に努める。

また、法人会の組織力を使い、著名人等を招聘しての講演会の開催や、次世代を担う子供たちのため、板橋区と連携して子育て支援事業を実施する。

さらに、地域の活性化のため、板橋区が開催するイベントに協力するとともに、17の支部と3つの部会による、地域の特性や実情に応じた多様な社会貢献活動に取り組む。

こうした様々な社会貢献活動を通して、会員企業の社会的責任を果たすとともに、法人会の社会的な存在感を高め、これにより会員の法人会に対する帰属意識を高める。

4 会員の交流に資するための施策

法人会組織の特性である、地域や社会とのつながり、そして会員同士のつながりを維持・発展させるための事業を展開する。

事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染予防対策を講じるとともに、より効果的で安全な開催に努め、人と人とのつながりを作っていく。

税務署など関係機関との意見交換会や地域の経営者が集っての情報交換会など、会員が地域や社会とつながる場の提供に努める。

また、会員同士による情報交換会や、17の支部と3つの部会による様々な催しなどを開催することで、人と人がつながる場の提供に努める。

こうした異業種交流など、会員のニーズの高い事業を着実に推進することで、法人会の魅力を高め、会員の法人会に対する帰属意識を高める。

5 会員の福利厚生等に資する施策

企業の存続や従業員の確保の上で、各種福利厚生制度は必要不可欠であり、また、斡旋事務手数料が法人会の財政面でも大きく貢献していることから、その制度の維持と普及推進を図る。

レジャー施設等割引斡旋などをはじめ、医療機関による一日人間ドックの紹介などの会員サービスについて、会員のニーズを見極めて事業を実施する。

また、会員企業の経営の安定に資する、経営者大型総合保障制度や保険共済事業について、受託保険会社と連携してその普及を推進する。

さらに、会員サービスの一環として、全法連・東法連が斡旋するサービスや会員向けの簡易生命保険団体保険料払込代行や労働保険事務代行サービスを実施する。

福利厚生制度は、会員の法人会に対する満足度を高めるとともに、会員増強のツールとして有効であり、また、法人会の財政基盤の強化にも資することから、福利厚生に関する情報収集を図り、より効果的な事業執行に努める。

6 その他、目的を達成するために必要な施策

板橋法人会が、公益社団法人として国と社会の繁栄に貢献していくためには、法人会そ

のものが持続的に発展していく必要があり、時代に合った組織運営体制の構築が必須の課題である。

そのため、正副会長会をはじめとする各種会議を通じて、役員相互が情報を共有し、法人会の持続的な発展のため、組織や運営体制を検証し必要に応じて改善を図る。

また、法人会の持続的な発展には、会員の増強が極めて重要なことから、会員一人ひとりが会員増強活動に携わる仕組みをつくるなど、積極的な加入勧奨策を推進する。

さらに、板橋法人会館について、法人会活動の拠点としての機能を適切に確保しつつ、法人会の主要な財源の一つであるテナント収益事業の継続的な運営を担保すべく、法人会館維持管理計画に基づき、施設の適切な管理を図る。

法人自治及び自己責任の視点から、規程や管理体制等を整備し、情報開示による透明性の高い運営を行うこととし、これらを支える事務局の充実に努める。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

2 地域企業の健全な発展に資する事業

3 地域社会への貢献を目的とする事業

4 会員の交流に資するための事業

5 会員の福利厚生等に資する事業

6 その他目的を達成するために必要な事業

※この主要事業実施計画は、正副会長会において策定した、基本方針及び主要施策、並びに予算編成方針に基づき、各委員会において、具体的な事業を検討し、施策の体系順に整理して記載します。

※公益法人化10年目の節目を迎え、実施計画の括りを整理した事務局案となっています。具体的には、「6 その他目的を達成するために必要な事業」を項目立てて、分かり易くしたいと思います。

Ⅲ 主要事業実施計画

1 税知識の普及と納税意識の高揚並びに税の提言に関する事業

(1) 税知識の普及を目的とする事業

①新設法人説明会

②決算法人説明会

③法人税申告書・決算書の書き方講習会

④ブロック別税務座談会

⑤税の知っ得塾

⑥租税教室

⑦支部研修会

(2) 納税意識の高揚を目的とする事業

①e-Tax・eLTAXを促進する

②自主点検チェックシート、ガイドブックの普及推進

③広報紙等による税情報の発信

④税を考える週間実施事業(税をテーマとした川柳コンクール)

⑤イベント協働事業

(3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

①税制改正の提言及び提言書の関係機関への提出(全国大会)

②全国青年の集い

③女性フォーラム

2 地域企業の健全な発展に資する事業

(1) 簿記講習会

(2) 税務・労務・経営及び経営支援相談

(3) インターネット配信サービス「セミナー・オンデマンド」

(4) 夏期研修会

(5) 実務セミナー

(6) いたばし産業見本市ものづくりセミナー

(7) ものづくり・商業・サービス 革新補助金無料相談会

3 地域社会への貢献を目的とする事業

(1) 厚生講演会

(2) チャリティーコンサート事業

(3) 子育て支援事業

- (4) 青年部会地域社会貢献事業
- (5) 女性部会地域社会貢献事業
- (6) 支部社会貢献活動
- (7) 地域講演会

4 会員の交流に資するための事業

- (1) 署長講演会
- (2) 法律相談
- (3) 板橋税務署との意見交換会
- (4) いたばし産業見本市参加助成
- (5) 板橋区民まつり協賛
- (6) 板橋C i t yマラソン イベント協働事業
- (7) 女性部会全国大会懇親会
- (8) 新年賀詞交歓会
- (9) 第4回理事会（情報交換会）
- (10) 総会懇親会
- (11) 会員増強功労者表彰
- (12) 会員増強活動用器材の手配
- (13) 支部活動（共益）
- (14) 青年部会共益事業
- (15) 女性部会共益事業
- (16) 源泉部会共益事業
- (17) 経営者大型保障制度の普及推進（案内・周知）
- (18) 経営保全プランの普及推進（案内・周知）
- (19) がん保険制度の普及推進（案内・周知）
- (20) 貸倒保障制度（取引信用保険）の普及推進（案内・周知）

5 会員の福利厚生等に資するための事業

- (1) 簡易生命保険団体保険料払込制度に係る集金事務
- (2) 板橋法人会館の賃貸業務
- (3) 労働保険事務代行業務

公益社団法人板橋法人会 令和4年度予算編成方針の検討【事務局案】

令和3年度 予算編成方針	令和4年度 予算編成方針【案】
<p>1. 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(2) 会員企業の健全な発展、経営力の向上、経営の安定を支援するため、関連する事業を着実に実施すること。</p> <p>(3) 公益社団法人として、社会貢献活動の充実に取り組み、地域社会の活性化・振興のための事業を展開すること。</p> <p>(4) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(5) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(6) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(7) 支部会計における令和2年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(8) 部会費における令和2年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(9) 法人会の持続的な発展を目指して、活動の拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営をすべく、(仮称)法人会館維持管理計画を策定し、「減価償却引当資産」等への積立額を増額するとともに、会館の空調換気設備更新を着実に実施すること。</p>	<p>1. 予算編成方針</p> <p>予算の編成にあたっては、次の方針によりの確に経費を見積もること。</p> <p>(1) 令和4年度事業の基本方針及び主要施策に沿った事業を企画し、着実に実施することで、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展と地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献すること。</p> <p>(2) 新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を踏まえ、国や自治体の動向を注視しつつ、感染防止を徹底した新しい生活様式を踏まえた事業実施を検討すること。</p> <p>(3) 全ての事業について、制度や事業の根本に立ち返り、その必要性や有益性を検証し、必要な見直しを行うこと。</p> <p>(4) 最小の経費で最大の効果を挙げるため、これまで以上に創意工夫を凝らし、効率的・効果的な事業実施を検討すること。</p> <p>(5) 歳入については、経済情勢の推移など動向を把握して的確に見積もること。また、補助金など財源の見込めるものは確保に努めること。</p> <p>(6) 支部会計における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、支部活動に支障のないよう、年度当初に新年度分の活動費を速やかに交付すること。</p> <p>(7) 部会費における令和3年度の執行残については、監督官庁の指摘に対応して、決算後に本部に戻すこと。なお、部会費は部会が個別に徴収した特定財源であることから、新年度の事業に充当することを前提に同額を交付すること。</p> <p>(8) 法人会の活動拠点としての機能を確保しつつ、テナント収益事業の継続的な運営を図るため、法人会館維持管理計画に基づき「減価償却引当資産」等への積立を着実にを行うこと。</p>

令和3年度 第1回 事業研修・税制委員会 審議結果概要

令和3年10月13日（水） 午後4時00分～5時00分

出席	坂口、奥積、増淵、岡安、品川、内田（洋）江口、内田（英）、淵上、伊澤、松坂、高田
----	--

1. 議題

(1) 令和3年度実施事業報告について

※所管事業の内容について現在の経過状況を説明した。

検討中の事業については誰一人開催しないという意見はなく、実施する前提で検討していく。

※配付資料には、前回の理事会開催以降で追加・変更した項目を赤字で追記している。

(2) 講習会アンケート結果について

※講習会終了後に実施しているアンケートの集計結果を説明した。

実施した講習会セミナーはどれも好評で、満足度が高いという評価が多かったため、今後も継続して事業を実施していく。

(3) 地域講演会について

※実施概要の前回実施した内容について説明し、今年度中に実施するか否かを審議した。

⇒開催しないという意見はなかったため、今年度3月頃を目途に著名人等呼んで開催する方向で進めていくこととなった。詳しい内容、講師の選定等は次回の委員会にて行う。

(4) 夏期研修会及び役員懇談会について

※今年度は時期が遅いこともあり実施を見送り、来年度実施する方向で検討していくこととした。計画等については、次回の委員会にて行う。

(5) 中小企業の経営戦略セミナーについて

※経営者向けのセミナーとして、今年度開催する講師の選定について審議した。

講師候補は講習会やセミナーのアンケートにて要望が多かったテーマや講師を中心に案を提示した。

⇒委員より忌憚のない意見が出ており、実施する方向で検討。講師選定については次回の委員会にて行う。

特に賛成意見が多かったものは「銀座のママの経営力・人間力」や労務管理について。

その他、脱炭素社会についてや労働問題に発展させないための経営者向けの研修が必要であるという意見があった。

(6) スキルアップセミナーについて

※従業員・一般向けのセミナーとして、今年度開催する講師の選定について審議した。

⇒委員より様々な意見が出ており、次回の委員会にて講師候補を増やして選定にあたることとした。

最も多かった意見は「人とのコミュニケーションの取り方について」。

その他の意見としてリモートワークによるストレスケア、社員のモチベーションアップ、社員への働き方改革、マネーセミナー、オリンピックのメダルを取った方の話などの意見が出た。

(7) その他

※次回の事業研修・税制委員会は11月中旬頃に開催することとした。

公益社団法人板橋法人会 令和3年度執行状況調書

【単位：円】

項 目		予算額	6月末の状況	9月末の状況	12月末の状況	年度末の状況	備 考
収入	経常	会 費	34,262,400	31,927,200	32,116,980		
		事業収益	46,662,000	8,545,469	17,258,743		家賃収入、講習会参加費他
		補助金	25,953,600	6,997,600	14,651,600		全法連助成金
		部会費	2,767,000	2,473,000	2,473,000		
		雑収益	2,020,400	136,843	315,583		広告料、自販機収入
		繰越金	35,933,922	35,933,922	35,933,922		令和2年度執行残
	【経常収入の計】	147,599,322	86,014,034	102,749,828	0	0	
	資産	備品購入費繰入	16,390,000	16,390,000	16,390,000		備品購入引当資産から
①	【収入の計】	163,989,322	102,404,034	119,139,828	0	0	
支出	経常	⑥ 公益目的事業会計	69,597,440	8,255,751	16,478,539		
		収益事業等会計	32,941,942	4,100,739	7,146,285		
		法人会計	15,348,034	6,600,524	10,332,815		
		支部・部会会計	0	11,347,875	13,859,875		支部・部会への仮払金
	⑦ 【経常費用の計】	117,887,416	30,304,889	47,817,514	0	0	
	資産	空調換気設備更新	16,390,000	16,390,000	16,390,000		令和3年6月23日工事完了
②	【支出の計】	134,277,416	46,694,889	64,207,514	0	0	
③	執行残（①-②）	29,711,906	55,709,145	54,932,314	0	0	
④	遊休財産該当資産	5,054,139	5,054,139	5,054,157			周年行事引当資産
⑤	遊休財産額（③+④）	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	

○公益法人の財務基準（公益事業比率）の検証

公益事業比率	59.04%	27.24%	34.46%	#DIV/0!	#DIV/0!	（⑥公益目的事業会計 / ⑦経常費用の計）
--------	--------	--------	--------	---------	---------	-----------------------

○公益法人の財務基準（遊休財産額保有制限）の検証

遊休財産額の保有上限額	69,597,440	8,255,751	16,478,539	0	0	⑥公益目的事業会計の額
遊休財産額	34,766,045	60,763,284	59,986,471	0	0	⑤遊休財産の額
保有上限額の超過の有無	34,831,395	△ 52,507,533	△ 43,507,932	0	0	⑤-⑥の額 【△は超過状態】

※遊休財産額の対象とならない固定資産及び特定資産を除いて計算している。

令和3年9月末 会員増減報告書

(1)稼動法人数	12,260
(2)前月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,268
(3)増加数	8
(4)減少数	8
(5)差引	0
(6)当月総会員数 <small>〔賛助・特別・個人会員等含む〕</small>	4,268
(7)加入率	34.8%

(6)における当月会員数の内訳

① 正会員数	3,957
② 正会員以外の会員数(法人)	141
③ 正会員以外の会員数(個人)	170
合計・・・(①+②+③)	4,268

【労働保険事務組合の加入状況】

前月総組合員数	248	
増加数	新規入会	1
	既存会員	0
減少数	0	
当月総組合員数	249	

※業種により1社で複数の事業場を含む。

増加数内訳	① 勸奨	7
	② 転入	0
	③ 不明他	1
(3)合計・・・(①+②+③)	8	

(3)における会員種別増加数

① 正会員の増加数	8
② 正会員以外の会員(法人)の増加数	0
③ 正会員以外の会員(個人)の増加数	0
合計・・・(①+②+③)	8

減少数内訳	① 転出	1
	② 休業・廃業 <small>(倒産、吸収合併等による会社消滅も含む)</small>	4
	③ 所在不明	0
	④ 会費未納会員の整理	0
	⑤ 脱会	3
	小計	3
(4)合計・・・(①+②+③+④+⑤)	8	

就業規則の変更について

1. 就業規則について

就業規則は、労働時間や給与などの労働条件や、職場内のルールを書面にしたもので、従業員の雇用形態、勤務時間等に関係なく、常時10人以上の従業員がいる場合は就業規則の作成・届出義務がある。

また、従業員が10人未満であっても、厚生労働省の指針で就業規則の作成が望ましいとされ、その場合、労働基準法で就業規則に準ずるものと扱われる。

板橋法人会においては、就業規則を作成し、労働基準監督署への届出を済ませている。

2. 就業規則変更の原則

就業規則の変更は、従業員の過半数の代表者から意見を聴取して意見書にまとめ、変更届に添付して労働基準監督署長に提出することが義務付けられている。

また、労働契約法の定めにより、就業規則の内容を使用者側が一方的に変更することはできないとされ、労使の合意がないままに就業規則を変更することは許されず、使用者が強制した合意であれば、その合意は無効と判断される。

3. 就業規則変更の手順

(1) 変更箇所の検討

- ・就業規則変更案が、各種労働法規の違反がないかをチェックする。
- ・就業規則変更案を理事会に諮り承認を得る。

(2) 変更届に添付する意見書の作成

- ・就業規則を変更する際には、従業員の過半数を代表する者の意見書を作成して、添付する必要がある。
- ・代表者は、管理監督者でない者の中から、挙手や投票などの民主的な方法で選出されることが必須となっている。
- ・意見書は、代表者の意見の内容を書面にまとめ、日付と代表者の署名捺印が必要となっている。
- ・不利益変更を行う場合、使用者側から従業員に納得のいくような説明をすることが求められている。

(3) 労働基準監督署へ届出

- ・変更届、意見書、新しい就業規則を労働基準監督署へ提出する。
- ・基本的にきちんと形式に沿ったものであれば受理されるが、変更内容が労働基準法に違反している場合には受理されない。

(4) 就業規則変更の周知

- ・労働基準法の定めにより、変更した就業規則は従業員に周知する。

いたばし産業見本市と板橋法人会との関係

「いたばし産業見本市」は、ものづくりの板橋として、板橋区、板橋区産業振興公社及び板橋法人会を含む関連団体で組織する実行委員会とが共催して開催しており、今年で24回目を数えます。

板橋法人会は、実行委員会のメンバーとして参画し、会長が出席しています。
また、公益法人として「いたばし産業見本市」の趣旨に賛同し、その開催を後援しています。

具体的には、板橋法人会の社会貢献活動に位置付け、次のとおり実施しています。

- ①板橋製品技術大賞 優秀賞（板橋法人会賞）の記念品（楯）の提供
※七宝焼きの飾り皿
- ②板橋製品技術大賞 優秀賞（板橋法人会賞）の受賞賞金の提供
※50,000円を公社に振込み
- ③ビジネスに役立つセミナー等の実施に伴う費用の一部負担
※60,000円を限度に費用の一部を負担することで「特別協賛」しています。
※実施内容、人選等については実行委員会にて検討し決定しています。

【最近の特別協賛の例】

- ・2017 展示関連セミナー講師費用の補助
- ・2018 ビジネスセミナー講師費用の補助
- ・2019 関連セミナー講師費用の補助
- ・2020 コロナ対策でセミナー枠減のため補助はなし
- ・2021 パネルディスカッション実施費用の補助

音楽の絵本における新型コロナウイルス感染予防対策について

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「三つの密」（①密閉、②密集、③密接）を徹底的に避け、感染を拡大させることのないよう対策に取り組みます。

■開催概要

- 名称 子育て支援事業 音楽の絵本チャリティコンサート
- 参加対象 一般・板橋法人会会員
- 日時 令和3年12月25日（土） 午後1時00分 開場
- 場所 板橋区立文化会館 大ホール
- 主催 板橋区・公益社団法人板橋法人会
- 開催趣旨 新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの行事が縮小・中止となり、子どもたちの体験機会も減少している。子どもにとって体験や経験は、その後の成長に大きな影響があるものとする。
感染予防対策をしっかりと講じたうえで、子育て支援の一環として、通常クラシックコンサートでは入場不可となっている幼児、児童に、より良い音楽を提供し、その事業収益の一部にて災害復興支援することを目的に板橋区とともに実施する。
- 内容 <第1部> 午後2時00分～
区長挨拶 坂本 健 様
会長挨拶 平野 慎 治
義援金授与式
<第2部> コンサート 午後2時15分～午後3時50分（約95分）
演 目 「音楽の絵本」
～ブラス★サンタ with サキソフォックス
- 定 員 全席指定600名（収容人数の50%以下に設定）
- チケット代金 1,500円

■新型コロナウイルス感染予防対策

1. 入場時（前）

- ・足元にビニールテープを1m超間隔で貼り、待機列を形成する。
- ・入場前にチケットの半券に連絡先を記入してもらうようアナウンスする。
- ・入場時のチケットもぎりの簡略化（来場者が自らもぎって箱に入れ、主催者は目視で確認する）
- ・入場時に、消毒・検温を実施する。
（検温や体調確認の結果、有症状者にはチケットの払戻を行い入場をお断りする。）
- ・マスク常時着用を促し、忘れた方には予備のマスクを配る。
- ・チケットは目視で確認しお客様自身でもぎっていただく。
- ・必要箇所への手指消毒液を用意し、利用するよう呼びかける。
- ・チラシ・パンフレット・アンケート等の手渡しの自粛

2. ロビー

- ロビーの椅子に表示物を貼り、1～2席の間隔を空ける。
- アンケート回収箱と「ご連絡先シート」回収箱を設置する。
(開場時)
- 配布物の置いてある席に着席するよう呼びかける。
- 物販を実施しない。
- 窓口等へのアクリル板やビニールカーテン等の間仕切りの設置

3. 客席

- 1席ごとに着席できる席を設定し、配布物を置く。(座席は別紙のとおり)
- 着席させない席に表示物を貼る。
- 大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- 必要に応じた各所の扉の開放等による自然換気

4. (トイレ前)

- 足元にビニールテープを1m超間隔で貼り、待機列を形成する。
- 手洗い等を促す表示物を貼る。

5. 客出し時(退場時)

- ブロックごとに退場するようアナウンスする。
- アンケートを回収箱に入れるよう呼びかける。
- 終了後の演奏者との握手会を実施しない旨アナウンスする。
- ロビーで滞留しないよう誘導する。

6. 飲食

- 水分補給のみ可。ロビーを含め食事は一切禁止。

7. 来場者に向けた周知・広報(HPでの事前周知、イベント当日の張り紙)

- チケット半券または連絡先確認シートへ氏名・連絡先の記入のお願い
- 握手会や物販の中止
- 来館時のマスク着用・マスク常時着用
- 施設内での会話の抑制、咳エチケット
- 施設内への酒類を持ち込めない旨の表示
- 入館時の手指の消毒や施設内での手洗いの徹底
- 施設内での社会的距離の確保
- 接触確認アプリの利用の推奨

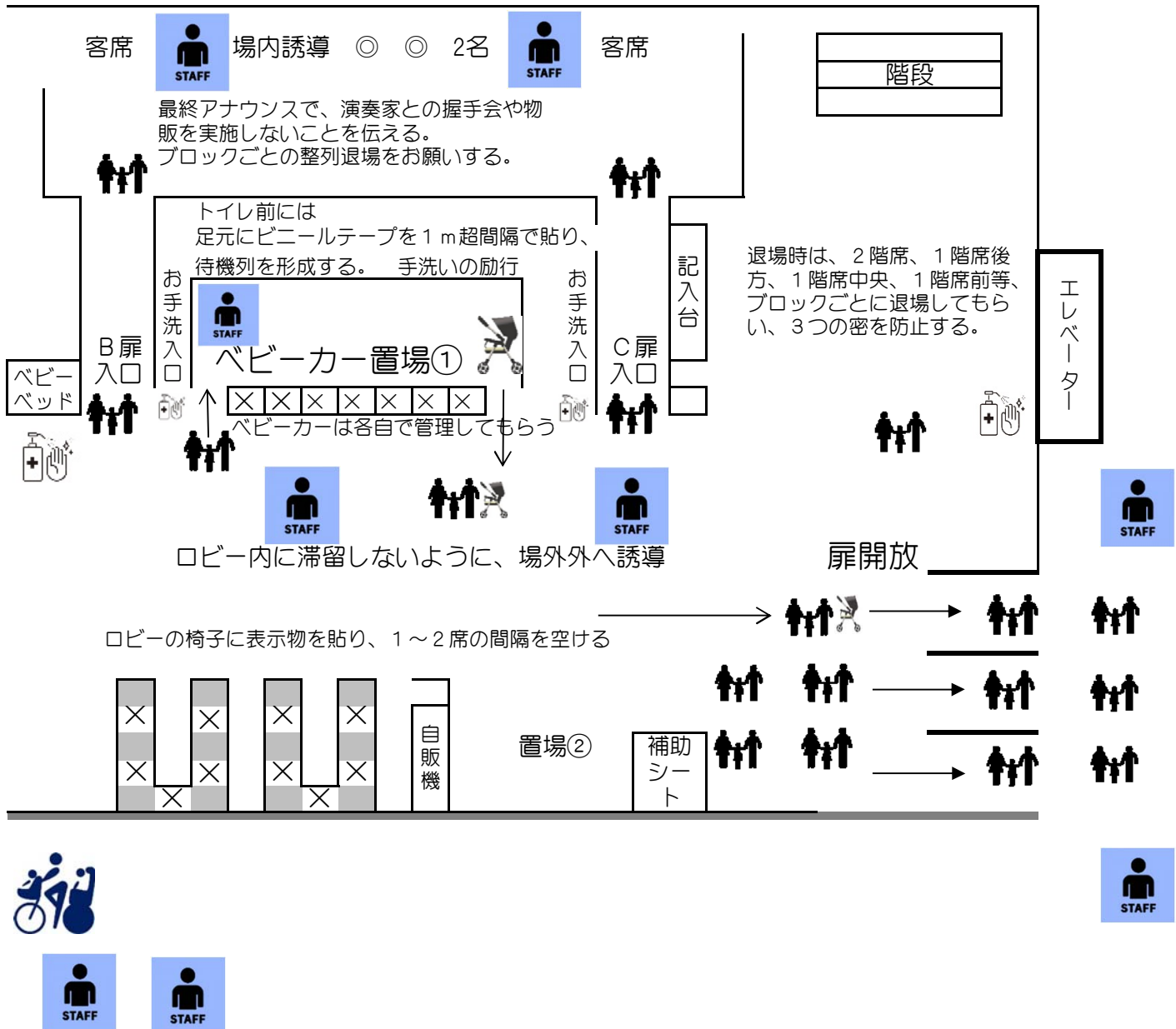
8. 従事人数について

- 場外誘導6名(内2名は駐輪場)
 - 受付(予約券)2名 ・場内誘導8名
 - 舞台袖1名 ・写真撮影1名 合計18名
- 従事者の配置については、別紙参照

◎ 担当者配置図

退場時

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、特に感染を拡大させるリスクが高いと考えられる「三つの密」（①密閉、②密集、③密接）を徹底的に避け、感染を拡大させることのないよう対策に取り組みます。



自転車置き場誘導・整理（2名）
手袋・マスク着用

- ★マスクの原則常時着用・手指の消毒や手洗いの徹底・大声を出さないことの奨励、咳エチケット
- ★公演後の出待ちや面会等の自粛、公演関係者と来場者の接触の自粛要請
- ★時間差での整列退場を実施し、ロビー内が密になることを避ける。
- ★施設管理者（板橋区文化・国際交流財団）と感染者が発生した場合に備えて速やかに保健所と連携が図れるよう連絡体制を整える。

チャリティーコンサート 「音楽の絵本」 タイムスケジュール

文化会館 大ホール

時間	事項	進行要領等	役割分担
9:30	荷物搬入 受付準備	ロビー内受付準備・表示物確認 吊り看板・表看板 確認	事務局職員
11:30	板橋区立文化会館 大ホールロビー 集合 社会貢献委員長 挨拶 全体ミーティング 当日配布プログラム準備 昼食 担当別打合せ	事業従事者へ資料配付 進行と担当割振りの説明 プログラム400部準備 (チラシ 法人会・財団・板橋区) 昼食・お茶を配布(持ち帰り用の袋も) 昼食後、担当別ミーティング	事務局職員 社会貢献委員長 事務局職員 社会貢献委員・板橋区・財団 事務局職員 事務局担当職員より担当別に分かれて説明
12:30	場外の状況を確認	状況を見ながら、場外来場者の誘導、 駐輪場の整理・誘導	場外誘導の担当者 (座席券半券に連絡先を記入してもらう)
12:55	開場5分前	各自担当の場所で待機	場内担当
13:00	受付開始 チケットもぎり プログラム他 資料配布 ベビーカー置き場 受け入れ 会場内外誘導 駐輪場 整理・誘導	座席は全席指定席 配布資料はプログラム・法人会パンフレット ・板橋区チラシ・財団チラシ ベビーカー置き場 ①・② 整列・誘導 (出し入れは利用者各自で行う) 会場内外の誘導 予約券をお持ちの方は受付窓口へ案内	来場者各自受取り 事務局 社会貢献・事務局・板橋区 当日券はなし
13:50	区長 文化会館へ到着(予定)	大ホール舞台袖へ直行・ 会長を舞台袖へ誘導	板橋区・事務局
13:55	★ベル 場内アナウンス(事前案内)	舞台袖で開演まで待機	影アナ(音楽の絵本スタッフ) 事務局
14:00	★ベル 開始	司会は区長を指名 司会は会長を指名	司会: 社会貢献委員長 挨拶者: 板橋区長
14:01~14:03	区長挨拶		挨拶者: 法人会会長
14:04~14:06	会長挨拶		会長・区長 介添
14:07~14:10	義援金授与 義援金授与終了 準備が整い次第	司会: 社会貢献委員長 司会はコンサートの準備に入る旨を告げる。 椅子・スタンドマイク撤収	司会: 社会貢献委員長 事務局
14:15~★ベル★ 前半 35分間 14:50~★ベル 15:05~ 後半 40分間 15:45	コンサート開始 休憩15分間(予定) コンサート終了		司会: 音楽の絵本 スタッフ 事務局 社会貢献委員・板橋区・事務局 影アナ(音楽の絵本スタッフ)
15:50~ 17:00	握手会・物販は中止 会場内外誘導 駐輪場 整理・誘導 場内・場外 確認 原状回復 社会貢献委員長 挨拶 荷物撤収	ロビー内に滞留しないよう出口へ誘導 駐輪場は車の出庫もあるので注意 動かしたロビーソファ等を原状回復 終了の挨拶 場内確認後事務局へ	財団 社会貢献委員・板橋区・事務局 社会貢献委員・事務局・板橋区 社会貢献委員・事務局・板橋区 社会貢献委員長 事務局

会費請求におけるコンビニ決済導入の検討

1. はじめに

先の常任理事会において、会費の未納対策及び集金業務の効率化の観点から、「コンビニ決済」の導入についての意見が出されました。

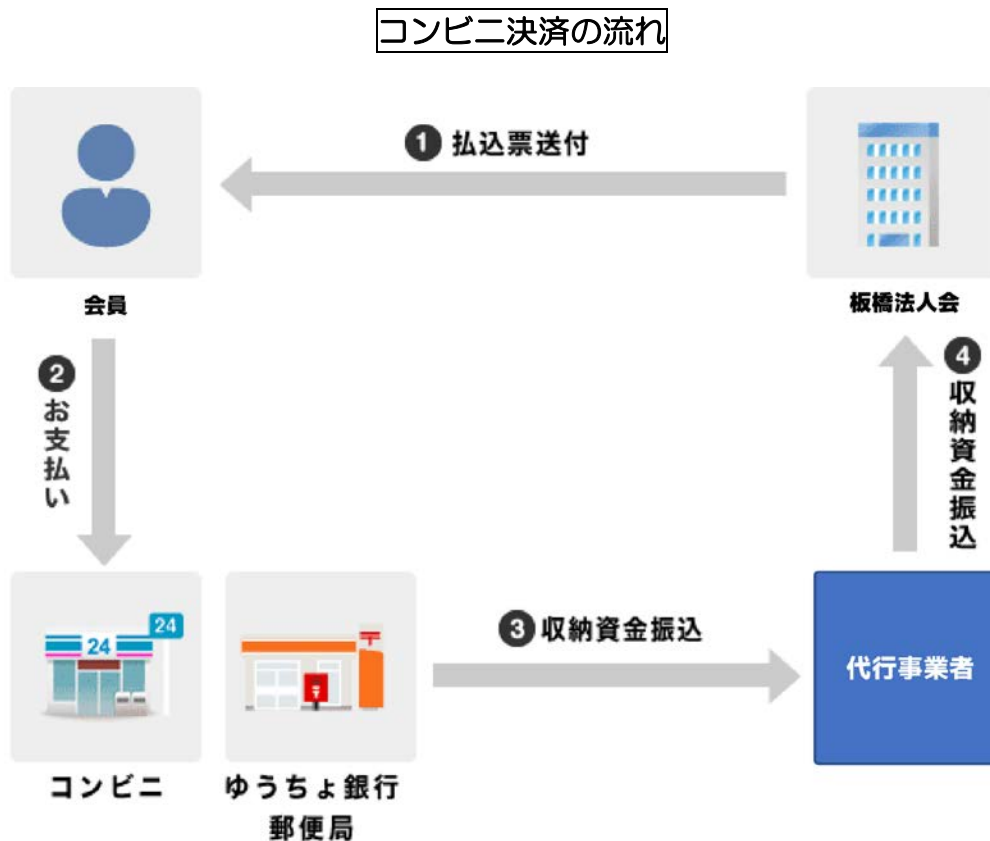
現在の会費請求の状況は、会員全体の約9割 3,800社が口座自動引落し、残りの約1割 500社が振込や持参という状況にあります。

また、この500社のうち、例年約200社が会費未納となり、再請求の手続きを行っています。そして、再請求の結果、振込まれたもの約70社、職員が集金したものの約70社、残り約60社が滞納という状況になっています。

2. コンビニ決済の流れ

現在は、会費請求の際に法人会の口座番号をお知らせし、会員に金融機関で振込の手続きをしていただいています。

コンビニ決済では、「払込票」が必要であり、会費の支払にコンビニ決済を導入する場合には、新たに「払込票」を作成し、これを会費請求書に同封して会員の送付することになります。



3. コンビニ決済のメリット

(1) 誰でも利用ができる（会員）

「どんな人でも利用出来る」ということが、コンビニ払いの最大のメリットとして挙げられる。

(2) いつでも支払いができる（会員）

コンビニ決済は、自分の好きなタイミングで支払える決済方法。外出時にコンビニに寄って支払いを済ませることができるなど、「支払いやすさ」がある。

(3) 収納率の向上が期待できる（法人会）

何時でも、誰でも、というコンビニ決済の便利さで、これまで未納だった会員が会費を納める可能性がある。

4. コンビニ決済のデメリット

(1) 新たな経費が発生する（法人会）

コンビニ決済の導入にあたっては、払込票の作成や収納資金の取りまとめなどの業務を専門の代行業者に委託する必要がある。

その際には、システムを導入する為の初期費用（11,000 円程度）、システムを利用するための月額固定費（16,500 円程度）、処理 1 件毎に発生する手数料（95 円～140 円程度）などの経費が発生する。

(2) 請求に時間を要する（法人会）

コンビニ決済に必要な「払込票」の作成を代行業者に委託し、取り寄せてからの会費請求となる。

(3) 会費の実入りが減少する（法人会）

会員から振込まれた会費は、代行業者を通して法人会に振込まれることになるが、その際に手数料が差し引かれ、法人会の収入額が減少する。

5. 導入に向けての考察

コンビニ決済は、誰でも、いつでも決済できるという点で、人気の決済手段となっています。

しかしながら、課題となっている、職員が集金した約 70 社及び滞納の約 60 社が、コンビニ決済を利用する可能性は未知数であり、仮に利用したとしても、コンビニ決済導入経費との関係で、採算が合わない場合も想定されます。

したがって、事務局としては、コンビニ決済の導入は、費用対効果を見極めたいと思います。

その一方で、会費収納の確実性を考えた場合、あくまでも自動口座引落としを中心に据えて、会員の口座自動引落としの割合を高めていく取り組みを進めたいと思います。



法人会会員 各位



公益社団法人 板橋法人会
会 長 平野 慎治
厚生委員長 森田 稔

経営者大型保障制度 創設50周年 記念キャンペーン・会員専用新商品のご案内

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は法人会の事業活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設され、今年で50周年を迎えました。これまで同制度の推進を支えていただいた方々への感謝の想いととも、コロナ禍においてご奮闘される会員企業の皆さまに「健康経営」の普及・推進を通じて「元気」をお届けするべく「日本の企業を元気にキャンペーン」を実施いたします。

簡単なアンケートにご協力いただくことで、47都道府県の名産品の中から抽選でご希望の商品をプレゼントさせていただきます。ぜひ、ご応募ください。

また、4月より新発売された会員専用商品「総合型Vプレミアム」は経営者の新型コロナウイルス感染への備え（職場の消毒作業・従業員のPCR検査等）の他、経営者・役員個人への賠償請求を補償するなど日本初の保障内容もあり、大変ご好評いただいております。

会員様専用の新商品（資料同封）につきまして、ご興味ございましたら同封の返信用ハガキに必要事項をご記入のうえ、ご返送をお願いいたします。

「経営者大型保障制度」の受託会社である大同生命の推進員よりご案内をさせていただきます。

末筆ながら貴台のますますのご発展を衷心よりご祈念申し上げます。

敬具



日本の企業を

元気 に キャンペーン

47都道府県の名産品の中から
ご希望の商品を抽選で
プレゼントさせていただきます。



経営者大型総合保障制度 創設50周年

～ 想いをつないで50年。ひろげる・つなげる感謝の輪～

抽選で合計5,000名様にプレゼント!

- 法人会とは、全国に約74万社の会員企業を有する経営者の団体です。
- 経営者大型総合保障制度は1971年に法人会の会員企業専用の福利厚生制度として誕生し、今年で創設50周年を迎えます。
- 大同生命は当制度の受託会社であり、創設50周年を記念して、法人会の活動や魅力を会員以外の企業さまにもお伝えするとともに、経営者大型総合保障制度に関するキャンペーンをご案内しています。
- 以下のアンケートにお答えいただいた方から抽選で全国47都道府県の名産品からご希望の商品をプレゼントさせていただきますので、ぜひご協力をお願いいたします。

※大同生命は法人会の「経営者大型総合保障制度」の受託会社です。

キャンペーン内容

キャンペーン実施期間 2021年10月1日(金)～2022年1月31日(月)

プレゼント抽選 以下のとおり2回に分けてプレゼント抽選を実施します。
○第一期：2021年12月抽選：10月1日(金)から11月30日(火)応募分を対象。
○第二期：2022年 2月抽選：12月1日(水)から2022年1月31日(月)応募分を対象。
※プレゼントの当選はお届けをもって発表とさせていただきます。
※お一人さま1回限りの応募となります。また、同一メールアドレスで応募された場合は最新の入力情報に基づき抽選します。

ご応募の流れ

二次元コード 裏面の二次元コードから応募フォームにアクセスください。

アンケート 「経営者大型総合保障制度」と「健康経営[®]」に関するアンケートをご回答いただき、
必要事項を入力し応募ください。※「健康経営[®]」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標です。

経営者大型総合保障制度 創設50周年

～想いをつないで50年。ひろげる・つなげる感謝の輪～

日本の企業を 元気 に キャンペーン



プレゼントカタログは下記二次元コードより
キャンペーンサイトにてダウンロードできます



47都道府県の名産品の中からご希望の商品を
抽選でプレゼントさせていただきます。

中部地方



中国・四国地方



九州・沖縄地方

北海道・東北地方



関東地方



近畿地方



スマホでかんたん!

ご応募はこちらから



https://lp.ganbarusite-daido.jp/houjinkai_202110.html

大同コード: 18050500

いま増えています 社長個人に対する賠償請求

取引先から訴えられた

契約上の義務に違反したことを理由に、取引先から賠償請求を提起された。

例えば

繊維メーカーが取引先への製品供給を停止したところ、契約上の義務に違反して供給を停止したことで損害を被ったとして、取引先から、余分に発生した調達コスト、逸失利益など約3,000万円を求める訴訟を起こされた。

従業員から訴えられた

パワハラなどハラスメントがあったとして役員が慰謝料などの支払を求める損害賠償請求を起こされた。

例えば

飲食店の店長が店員の無銭飲食を疑い、無理やり始末書を書かせたことについて、役員が事情聴取したところ、長時間にわたる事情聴取により精神的苦痛を被ったとして、店長から慰謝料など200万円を求める訴訟を起こされた。

ご家族を守るための選択

会社役員賠償責任補償特約(マネジメントガード)は、役員として行った経営判断やハラスメント等への管理責任を原因として、取引先や従業員などから役員個人が日本国内において賠償責任を問われた場合に、法律上の損害賠償金や弁護士費用などを保険期間中3,000万円を限度にお支払いします。

企業経営者を取り巻く環境は、大きく変化しています。

新型コロナウイルス

事業継続

認知症

事業承継



役員賠償リスク

パワハラ防止法

不当解雇

会社法改正

法人会の「経営者大型総合保障制度」総合型V *Premium* は、大同生命の生命保険とAIG損保の損害保険の組み合わせにより、これからの経営者のリスクに対応したトータル保障を提供します。



これらのそなえ、まとめて 月々14,970円^(※)

- 事故による死亡へのそなえ ……①死亡保険金+②傷害死亡保険金:6,000万円
(うち大同生命3,000万円/AIG損保3,000万円)
- 疾病による死亡へのそなえ ……①死亡保険金:3,000万円
- ケガでの後遺障がいへのそなえ ……②傷害後遺障がい保険金:120~3,000万円
(後遺障がいの程度により)
- 役員賠償リスクへのそなえ ……③マネジメントガード:3,000万円限度
- 新型コロナウイルスへのそなえ ……④従業員のPCR検査費用や消毒費用(100万円限度)
- 事業承継へのそなえ ……④コンサルティング費用(100万円限度)
- 加入者サービス ……経営者のためのハラスメントホットライン(無料)

(※) 契約年齢:40歳・男性の月払保険料/保険期間・保険料払込期間:10年(大同生命)、1年(毎年自動更新)(AIG損保)



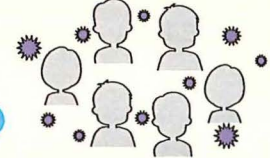


保険料例(団体月払保険料/男性)

ご契約年齢		35歳	40歳	45歳	50歳
合計保険料		13,260円	14,970円	17,640円	21,780円
①死亡保険金額(主契約のみ)	3,000万円	5,820円	7,530円	10,200円	14,340円
②傷害死亡・傷害後遺障がい保険金額	3,000万円	4,110円	4,110円	4,110円	4,110円
③会社役員賠償責任保険金額	3,000万円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
④事業継続・事業承継相談費用保険金額	100万円	830円	830円	830円	830円

①:大同生命のRタイプ[無配当年満期定期保険(無解約払戻金型)]…保険期間・保険料払込期間:10年
※保険料は、契約年齢・契約内容等により異なります。

②~④:AIG損保のベニッシュ傷害保険…保険期間:1年(毎年自動更新)

経営者の「新型コロナウイルス感染症」への備えはできていますか？

<p>職場・事業場の汚染</p> <p>消毒・滅菌</p> 	<p>事業継続の問題</p> <p>お客さま対応</p> <p>職場・事業場の消毒作業</p> <p>など</p> 	<p>事業承継の問題</p> <p>容体急変による</p> <p>経営者の万一の事態!</p>
<p>職場での集団感染</p> <p>職場クラスター</p> 	<p>従業員対応</p> <p>従業員のPCR検査</p> <p>など</p> 	<p>突然の事業承継の問題発生</p> <p>(弁護士や税理士等への相談費用やコンサルティング会社への着手金の発生)</p> 

事業継続・事業承継相談費用保障の主な内容

保険期間中に、被保険者が特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含みます。）を発病した場合に、契約者が負担したコンサルティング費用およびその悪影響を管理・最小化するための危機管理費用ならびに消毒・検査費用を保険期間中100万円を限度にお支払いします。

また、保険期間中に被保険者が、死亡もしくは所定の高度障がい状態になった場合、1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合、または軽度認知障がいもしくは認知症と初めて医師に診断確定された場合に、契約者が事業継続・事業承継のために弁護士や公認会計士、税理士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士に相談した費用や、国や公的機関が認めたM&A仲介事業者等への着手金や報酬金等についてもお支払いします。

- コンサルティング費用：事業継続に関する弁護士や税理士、中小企業診断士、社会保険労務士等への相談費用
 - 危機管理費用：事業継続に関して、その悪影響を管理および最小化する目的で危機管理コンサルティング事業者に対して支払った費用、広告掲載費用、顧客・取引先等への文書作成発送費用
 - 消毒・検査費用：被保険者が特定感染症を発病した場合の業務用施設の消毒・滅菌費用や従業員のPCR検査費用
- ※いずれもその額および用途が社会通念上妥当なもので、事由発生日からその日を含めて365日以内に要した費用が対象となります。
- ※事業継続・事業承継相談費用保障では、通常支出している人件費、顧問料等はお支払いできません。
- ※危機管理費用、消毒・検査費用については、日本国内でのサービス提供、消毒、検査等に限りです。
- ※この特約を初めて付加したご契約の場合、保険期間開始日を含めて10日以内に発病した特定感染症は支払の対象となりません。

- ・大同生命のRタイプ【無配当年満期定期保険（無解約払戻金型）】：お亡くなりになった場合、死亡保険金をお支払いします。
- ※この保険には、解約払戻金・満期保険金・配当金はありません。保険期間が満了した時には、所定の範囲で更新され、最長80歳まで保障を継続できます。なお、更新後の保険料は、更新時の被保険者の年齢や保険料率に基づいて計算され、更新前に比べて通常高くなります。
- ・AIG損保のベーシック傷害保険【傷害死亡保険金支払特約、傷害後遺障がい保険金支払特約A、地震・噴火・津波危険補償特約、熱中症危険に関する特約、細菌性食中毒等に関する特約、会社役員賠償責任補償特約、事業継続・事業承継相談費用補償特約、特定感染症危険「後遺障がい」保険金、入院保険金および通院保険金」支払特約 等セット】
- ※事業継続・事業承継相談費用補償特約および会社役員賠償責任補償特約は、被保険者が契約者（会社）の取締役、監査役など会社法上の役員である場合に付加できます。
- ※会社法により、会社役員賠償責任補償特約の加入に関しては、取締役会（取締役会を設置していない会社は株主総会）の決議が求められます。
- ※この保険には満期返戻金・配当金はありませんが、解約返還保険料は条件により異なります。
- ※保険期間の満期・解約などにより生命保険が終了（消滅）した場合には、原則、損害保険も終了します。
- ※ベーシック傷害保険は保険期間が1年で、原則として生命保険の保険期間満了まで毎年自動更新します。ただし保険金請求状況によっては契約の更新をお断りしたり、引受条件を見直しさせていただくことがあります。
- 「経営者のためのハラスメントホットライン」は、AIG損保がティーベック株式会社に委託してご提供します。
- 団体月払保険料：契約者が所定の加入資格を満たした場合、団体料率が適用され保険料が割安となります。ただし、加入資格を喪失された場合、生命保険契約は保険料が引上げられることや更新限度が短縮されることがあります。ベーシック傷害保険は、解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引き上げられることや保障内容の変更が必要となる場合があります。
- 生命保険募集人・損害保険募集人：当制度の取扱者は大同生命の生命保険募集人であり、AIG損保の損害保険募集人でもあります。生命保険募集人は、お客さまと大同生命の生命保険契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はなく、その告知の受領権もありません。したがって、お客さまからの生命保険契約のお申込みに対して大同生命が承諾したときに有効に成立します。損害保険募集人はAIG損保の損害保険契約締結の代理権および告知の受領権を有しています。
- この制度は、法人会会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会されるなど加入資格を喪失された場合、生命保険契約は継続できますが、以後の保険料が引き上げられることがあります。また、損害保険契約は解約いただくこととなるか、継続できる場合でも、以後の保険料が引き上げられることや保障内容の変更が必要になることがあります。
- このチラシは、2021年4月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- このチラシは、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありませんので、あくまで参考情報としてご覧ください。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書【契約概要】」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、不明な点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。

引受保険会社

AIG **AIG損害保険株式会社**
 〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
 TEL 03-6848-8500
 AIG損保ホームページ <https://www.aig.co.jp/sonpo>

DAIDO **大同生命保険株式会社**
 本社（大阪）〒550-0002 大阪市西区江戸堀1丁目2番1号
 （東京）〒103-6031 東京都中央区日本橋2丁目7番1号
 0120-789-501（通話料無料）
 大同生命ホームページ <https://www.daido-life.co.jp/>

お問い合わせ・お申し込みは

〒000-0000



TEL : 00-0000-0000

大同生命保険株式会社 ●●支社

（担当：●●）